

令和5年1月25日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人 信託協会

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に関する
意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等（2022/12/23）に関する意見について

No.	該当箇所	意見等
1	金融商品取引業等に関する内閣府令第 44 条第 1 号ロ	「投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては」との定めがあるが、投資運用業については引き続き投資判断を行う者の氏名の登録が必要との理解でよいか。その場合、外務員の職務を併せ行うものについて、投資助言業務に関しては投資判断者の氏名の登録が不要になる一方で、投資運用業に関しては氏名の登録が必要とされることになるが、その取扱いの差異について理由をご教示いただきたい。
2	同上	「投資助言業務に関し当該投資判断を行う者にあつては、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く」とあるが、該当する者がある場合に、引き続き氏名を登録することでも問題ないとの理解でよいか。また、該当する者全員について引き続き氏名を登録する場合においては、金商業等府令第 44 条第 1 号ロ括弧書きで除外される「外務員の職務を併せ行う投資判断を行う者」が存しないものとみなされ、同府令第 45 条第 8 号ロは適用されないとの理解でよいか。
3	同上	「外務員の職務を併せ行うもの」とあり、これは金融商品取引法第 64 条に基づく外務員登録原簿に登録を受けた者のことを指すと理解している。その場合、仮に外務員登録原簿に登録が完了する前に投資判断の職務を行う場合には、本規定の括弧書きには該当せず、投資判断者の氏名を登録する必要があるという理解でよいか。
4	同上	現在、投資判断を行う者としてその氏名を登録している場合に、今後括弧書き「(投資助言業務に関し当該投資判断を行う者について、登録金融機関業務に係る外務員の職務を併せ行うものを除く)」の適用を受ける場合、その手続きはどのようになるか。例えば、対象者の氏名の登録を抹消する変更届出を行ったうえで、改めて法第 33 条の 3 第 2 項第 2 号の書類について、金商業等府令第 45 条第 8 号ロに定める管理体制を記載したうえで届出するということがよいか。